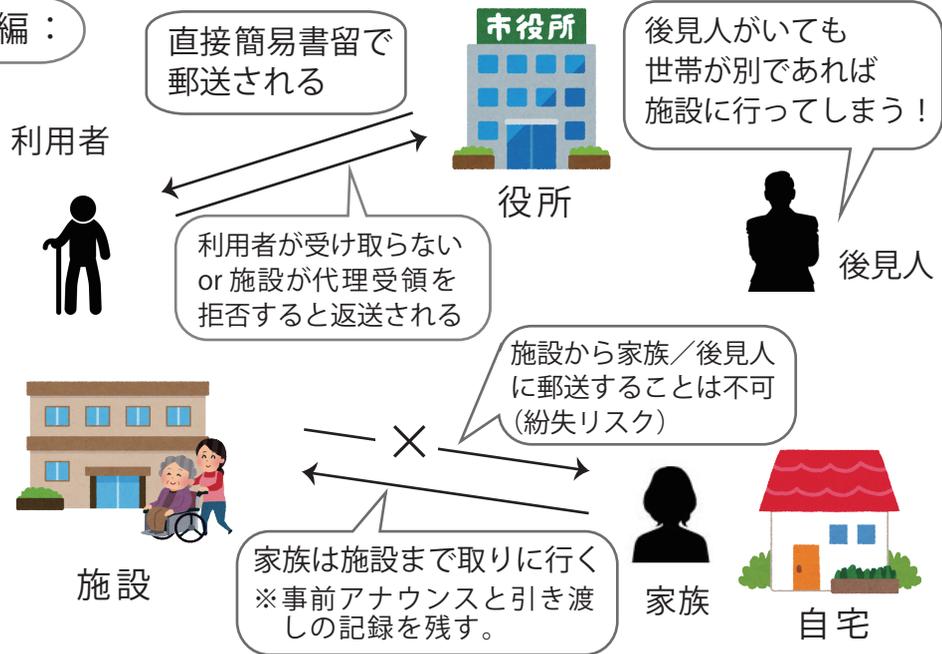
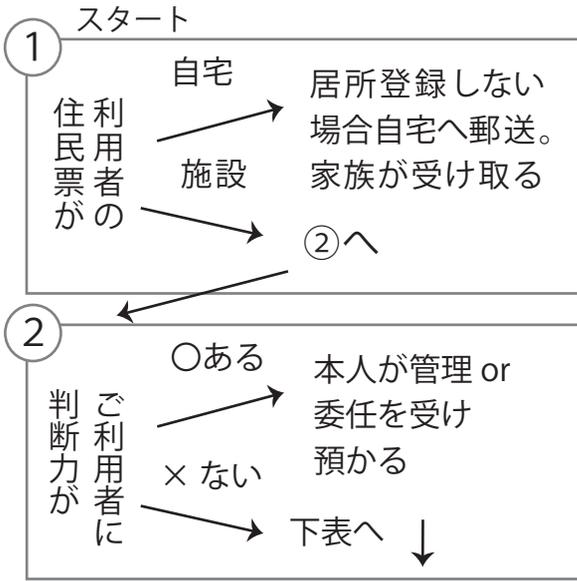


ご利用者のマイナンバー対応・施設編：



状況	利用者	家族(身元引受人)	後見人	当座の対応	将来の対応
本人と家族のみ	認 			施設で預かり保管。家族に取りに来てもらう。	本人についてマイナンバー利用が必要になったら後見人をつける。
本人のみ	認 			施設で預かり保管。	市長申立てで後見人をつけるよう、市に要望する。
本人と家族で、家族が後見人でもある場合	認 	=		施設で預かり保管。家族に取りに来てもらう。	後見人である家族に取りに来てもらう。
本人と家族以外の後見人	認 			施設で預かり保管。後見人に取りに来てもらう。	後は後見人の判断に任せる。
本人と家族で家族以外に後見人がいる場合	認 			施設で預かり保管。後見人に取りに来てもらう。	後は後見人の判断に任せる。

通知カード預かりの手順：簡易書留で施設に郵送される。複数の利用者分がまとめて送られてきた場合、職員が代理で全てにサインして一括受領する。各ご利用者に封筒を見せ、認知症で理解されなければ「事務管理」として封筒のまま金庫等に入れ保管する。平行して家族・後見人にアナウンスし、カードを取りに来てもらう。